

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第3号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(教育職給料表の適用範囲)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 給与条例に定める教育職給料表(1)の備考2の人事委員会規則で定める職員は、前項第1号に掲げる者のうちその職務の級が3級である者とする。</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 給与条例に定める教育職給料表(2)の備考2の人事委員会規則で定める職員は、前項第1号に掲げる者のうちその職務の級が3級である者とする。</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 給与等条例に定める教育職給料表の備考2の県人事委員会規則で定める職員は、前項の職員のうちその職務の級が3級である者とする。</p>	<p>(教育職給料表の適用範囲)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 給与条例に定める教育職給料表(1)の備考2の<u>その職務の級が3級である職員</u>で人事委員会規則で定めるもの及び<u>その職務の級が4級である職員</u>で人事委員会規則で定めるものは、前項第1号に掲げる者とする。</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 給与条例に定める教育職給料表(2)の備考2の<u>その職務の級が3級である職員</u>で人事委員会規則で定めるもの及び<u>その職務の級が4級である職員</u>で人事委員会規則で定めるものは、前項第1号に掲げる者とする。</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 給与等条例に定める教育職給料表の備考2の<u>その職務の級が3級である職員</u>で県人事委員会規則で定めるもの及び<u>その職務の級が4級である職員</u>で県人事委員会規則で定めるものは、前項の職員とする。</p>
2	<p>第6条 給与条例に定める教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 野外活動センターに勤務する所長</u></p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第10条 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) 広域振興局保健福祉環境部、保健所、学校等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、<u>診療エックス線技師</u>、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士その他別に指定する医療技術員</p>	<p>第6条 給与条例に定める教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第10条 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) 広域振興局保健福祉環境部、保健所、学校等に勤務する薬剤師、<u>管理栄養士</u>、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士その他別に指定する医療技術員</p>

(2) [略]

(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の給料表の適用範囲に関する規則の規定は、令和8年1月1日から適用する。